



産業廃棄物処理計画書

令和5年6月29日

函館市長 様

函館市浅野町4番16号
 氏名 株式会社 菅原組
 代表取締役 菅原 修
 電話番号 0138-44-3710

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	函館市内現場
事業場の所在地	函館市内各現場
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	2,235百万円(令和4年度元請け完成工事高)
③ 従業員数	74名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類：再生処理業者へ委託 ⇒ 再生材として再資源化 ・木くず：再生処理業者へ委託 ⇒ 木材チップとして再資源化 ・金属くず：再生処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化 ・廃プラ類：再生処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化 ・混合：処理業者へ委託 ⇒ 選別して再資源化 ・ゴムくず：処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化 ・建設汚泥：処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化 ・廃油：処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化 ・水銀使用製品(蛍光灯)：処理業者へ委託 ⇒ 破碎 ・石綿含有産業廃棄物：処理業者へ委託 ⇒ 埋立 ・ガラス・陶磁器くず：再生処理業者へ委託 ⇒ 再生材として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2参照	別紙2参照
	排出量	別紙2参照	別紙2参照
	(これまでに実施した取組) ・ 残材等の余剰材は引取り可能なものは、引取ってもらう。 ・ 残材で他の現場で転用可能なものは、積極的に使用する。 ・ 生コンクリートは、残コン発生を抑制するように発注する。 ・ 混合産廃の発生をなくすため、分別箱を配置・周知徹底する。 ・ 古タイヤ、廃棄防舷材は、船舶の係船する際の緩衝材に使用する。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2参照	別紙2参照
	排出量	別紙2参照	別紙2参照
	(今後実施する予定の取組) ・ 現状の取組みを継続していく。 ・ 現場内では混合廃棄物にならないように、パトロール時など現場技術者・技能者への分別を促す呼びかけを行う。 ・ 一般廃棄物との区別も周知徹底し産廃の抑制に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ がれき類 (コン、アス) ・ 木くず ・ 廃プラ類 ・ 金属くず ・ 分別可能なものについては分別を徹底する
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組を継続する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	なし	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	なし	t
	(今後実施する予定の取組) 特に予定していない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に予定していない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

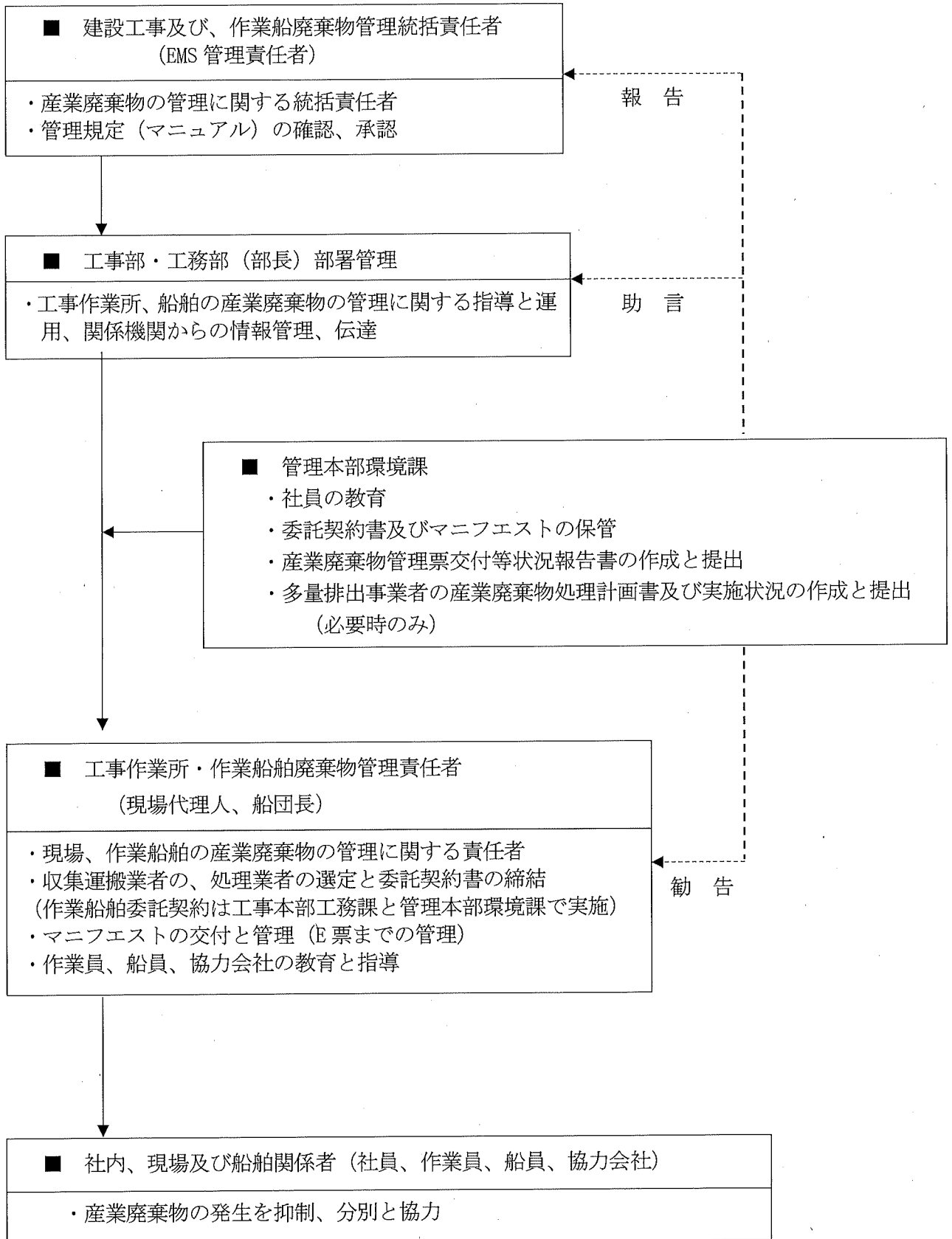
① 現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2参照	
	全処理委託量	別紙2参照	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2参照	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙2参照	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物処理法の委託基準の順守。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙2参照	別紙2参照
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙2参照	別紙2参照
	再生利用業者への 処理委託量	別紙2参照	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・現状の取組みを継続していく。 ・優良認定業者を現場に紹介。優先的に処理委託契約を実施するよう にしていく。 ・受注する現場により、産廃量が大きく左右される。運搬距離も考 慮しながら、処理業者の選定を行う。 ・3Rに取り組む会社へ委託していく 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物管理体制図



別紙(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】

単位 t (トン)

産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥	木くず	金属くず	廃プラスチック	混合	石綿含有産業廃棄物	蛍光灯	廃油	繊維くず	ガラスくず	総量
排出量	1602.14	2.2	29.25	23.307	9.27	11.51	6.3	0.026	0.045	0.95	2.43	1687.428

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

全処理委託量	1602.14	2.2	29.25	23.307	9.27	11.51	6.3	0.026	0.045	0.95	2.43	1687.428
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	2.29	23.307	9.27	0	0	0	0	0.95	2.43	38.247
再生利用業者への処理委託量	1602.14	2.2	29.25	23.307	9.27	11.51	0	0	0.045	0.95	2.43	

その他処理方法・委託方法に関しては該当なしのため記述なし

【目標】

② 計画

排出量	600	0	10	10	5	5	5	0	0	0	0	635
全処理委託量	600	0	10	10	5	5	5	0	0	0	0	635
優良認定処理業者への処理委託量			10	10	5							15
再生利用業者への処理委託量	600	0	10	10	5	5	0	0	0	0	0	630